

家畜衛生便り

No.377 令和4年6月29日発行

西部家畜保健衛生所

○吉野川庁舎

〒776-0002 吉野川市鴨島町麻植塚136-3

TEL 0883-24-2029 FAX 0883-24-1397

○東みよし庁舎

〒779-4703 三好郡東みよし町中庄856-1

TEL 0883-82-2397 FAX 0883-82-4843

家畜保健衛生所ホームページURL

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/sangyo/chikusangyo/2014022000090/>

**死亡羽数徴求報告が週1回から月1回へ
変更されます**

国内での高病原性鳥インフルエンザ発生状況を受け、
7月から、死亡鶏報告の提出期限を
週1回から月1回に変更します。

報告事項：毎月1日から月末までの
死亡羽数

提出期限：翌月の5日まで

郵送、FAXまたはメールにより、管轄の家畜保健衛生所まで
報告してください。

西部家畜保健衛生所

○吉野川庁舎

TEL 0883-24-2029 FAX 0883-24-1397

○東みよし庁舎

TEL 0883-82-2397 FAX 0883-82-4843

Mail : seibukachikuhoken@pref.tokushima.jp

来シーズンに向けて、防鳥ネットの破損修繕など、飼養衛生管理の再徹底をお願いします。
また、以下の事項については確実に実施して下さい。

- 1 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等（項目13）
- 2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目14）
- 3 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（項目15）
- 4 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等（項目20）
- 5 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用（項目21）
- 6 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕（項目24）
- 7 ねずみ及び害虫の駆除（項目26）

異常家きんの早期発見、早期通報に留意してください。

鶏の日常の健康観察を徹底し、死亡羽数の急増（通常の死亡率の2倍以上）や、飼養鶏に異常が確認された場合は、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に連絡下さい。

＜連絡先＞西部家畜保健衛生所

○吉野川庁舎 0883-24-2029

○東みよし庁舎 0883-82-2397

家畜保健衛生所は、休日・夜間も24時間対応しています。



家畜の生産性を維持・向上する 暑熱対策に取り組みましょう！

今年も暑い夏がやってきます。暑熱により、採食量や受胎率の低下等が引き起こされ、家畜の生産性が損われることを防ぐためには、家畜が健康で快適に過ごせる環境づくりが大切です。

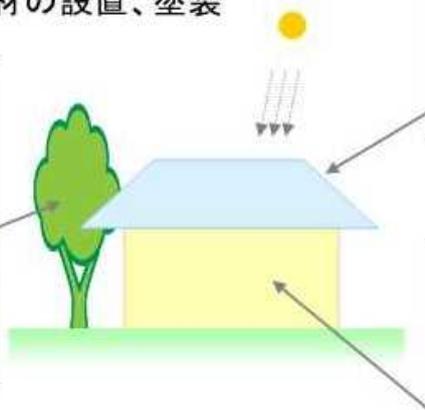
畜舎環境面から

○畜舎外から畜舎温度を下げる

- ・樹木や遮光ネット等の設置
- ・屋根・壁・床への断熱材の設置、塗装



ネットに植物を這わせる(兵庫県)



石灰の吹きつけ(宮崎県)



換気扇による送風(福井県)

○畜舎内から畜舎温度を下げる

- ・換気扇や扇風機での送風
- ・家畜への直接送風・散水

飼養管理面から

○密飼いを避けて、体感温度とイライラの低減

- ・毛刈りの実施(牛)

○飼料給与等の工夫

- ・冷たい水が十分に飲めるようにする
- ・涼しい時間帯に飼料給与するとともに、給与回数を増やす
- ・良質で消化率の高い飼料を与える
- ・必要に応じ、ビタミンやミネラルを給与し、栄養不足を補う

対策を組み合わせると効果的。早めの措置で、暑い夏を乗り切りましょう。



畜舎環境、飼養管理における複合的な対策

取組の概要

地域名 : 新潟県
 経営形態 : 酪農
 飼養頭数 : 搾乳牛50頭

- 十分な飲水の確保→給水管を太くした
- 畜舎温度上昇の抑制
 - 井戸水を利用したスプリンクラー設置
 - トンネル換気の実施(牛舎壁面に換気扇設置)
- 採食量の維持
 - 1日6回に分けて配合飼料を少量ずつ給与(自動給餌機)
 - 盗食防止板の設置により飼料摂取量を適正にコントロール

効果

○夏期の乳量の向上
 H20年8月は、前年同月に比較し、
日乳量が0.4kg/頭増加

○分娩間隔の短縮
 19年 14.5ヶ月
 → 20年 13.9ヶ月 **0.6ヶ月短縮**



↑牛舎壁面の換気扇



↑牛舎屋根に設置したスプリンクラー

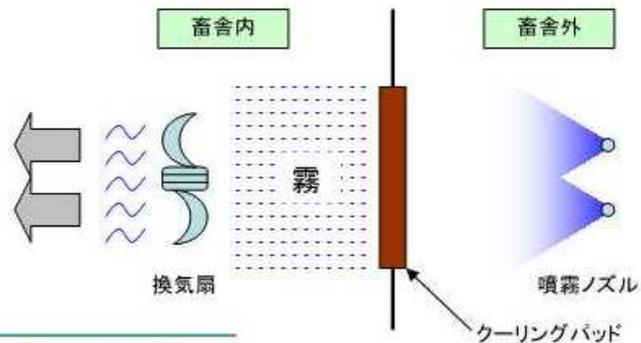
分娩豚舎へのクーリング・パッドの設置



取組の概要

地域名 : 愛知県
 経営形態 : 養豚
 飼養頭数 : 繁殖母豚350頭

- クーリング・パッドの外側に噴霧ノズルが付いており、畜舎内に設置した換気扇により、空気を引く。これによりパッドから抜けた霧が畜舎内に流入する(下図)。
- 噴霧ノズルは、12秒間噴射後、7秒間停止する間隙作動。
- クーリング・パッドは29℃で作動するようにセットされ、作動時間は午前9時から午後6時まで。
- 畜舎中央に順送ファンを設置し、排気口まで風量を維持する工夫。



効果

○パッド作動時の**畜舎内温度**は、外気温と比較し、入気側・排気側とも**平均4℃低かった。**

牛舎屋根への石灰塗布



取組の概要

地域名 : 宮崎県
経営形態 : 肉用牛
飼養頭数 : 200頭



- 【塗布面積】 800m² (屋根材:ガルバリウム)
【作業人数】 5名
【材料】 石灰(牛舎消毒用)、水、動力噴霧機、電動ドリル、かき混ぜ棒、ポリバケツ(大)
【塗布方法】 石灰を水に溶かして石灰乳を作り、動力噴霧機にて屋根へ散布する
【作業時間】 3時間(実質塗布時間:2時間)
【塗布面積あたりコスト】 33円/m²
【注意点】 ① 石灰乳がダマにならないよう常にかき混ぜる(電動ドリルで攪拌)
② 長持ちさせるため、ムラなく丁寧に塗布する

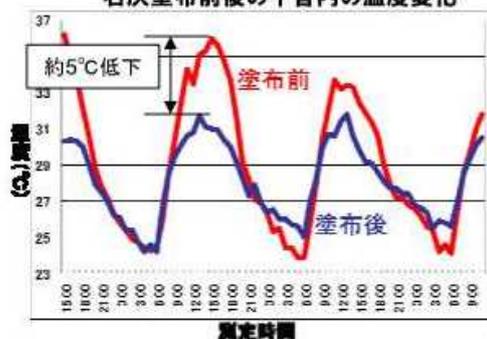
効果

○屋根裏温度の変化 約 15℃低下

○牛舎内温度の変化 約 5℃低下

- ・夏場の採食量が増えた結果、枝肉重量が増加し、出荷成績の改善につながった
- ・夏場の飼養管理がしやすくなった

石灰塗布前後の牛舎内の温度変化



アカザを利用した鶏舎庇蔭(ひいん)



取組の概要

地域名 : 群馬県
経営形態 : 採卵鶏
飼養羽数 : 4,500羽

- 自作地の畑などに自生している雑草であるアカザを梅雨時に抜いてきて、すべての鶏舎(8棟)の東側と南側に移植。
- アカザは成長が早く、夏期には鶏舎屋根まで覆い、鶏舎内に日陰ができた。夏を過ぎると枯れるため、後処理も容易。
- 自生するアカザを用いるため、低コストで簡易。

【注意点】

鶏舎内の風通し確保のため、アカザの下部の茎から出る枝や葉を切るなどの手入れが必要。

効果

○夏期の死亡羽数が激減

実施前(H19年)約700羽

→実施後(H20年)約40羽



令和4年7月1日
水質汚濁防止法に基づく硝酸性窒素等に係る
暫定基準が見直しされます！

畜産農業には、水質汚濁防止法に基づき 排水規制が適用されています

1 畜産農業と水質汚濁防止法

水質汚濁防止法により、特定事業場（特定施設を有する事業場）から公共用水域（河川、湖沼、港湾、沿岸海域等）へ排水する場合、**排水基準値をクリアすることが必要**です。

畜産農業では、右に示す施設が対象となり、届出が必要です。

<特定施設>

総面積 50m²以上の豚房
総面積 200m²以上の牛房
総面積 500m²以上の馬房

都道府県 又は
水濁法政令市に
届出が必要です！

2 畜産農業で注意が必要な水質項目

- 健康項目（全ての特定事業場が対象）
アンモニア・アンモニウム化合物
亜硝酸化合物及び硝酸化合物（硝酸性窒素等） など
- 生活環境項目（日平均排出水量が50m³以上の特定事業場が対象）
生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質量（SS）・大腸菌群数・**全窒素含有量・全りん含有量** など

3 暫定排水基準

畜産農業については、一般排水基準の遵守が直ちに困難な業種に対する経過措置として暫定排水基準値が設けられています。排水基準違反には、罰則規定があります。

項目	暫定排水基準値	期限	一般排水基準値
硝酸性窒素等	牛房施設：300mg/L 豚房施設：400mg/L	令和7年6月末	100mg/L 馬房施設は 一般排水基準値
全窒素含有量※	130mg/L (日間平均110mg/L)	令和5年9月末	120mg/L (日間平均60mg/L)
全りん含有量※	22mg/L (日間平均18mg/L)	令和5年9月末	16mg/L (日間平均8mg/L)

（※）全窒素及び全りんについては、閉鎖性海域に排出する日平均排出水量50m³以上の養豚事業場が対象
（注）水域により適用される項目が異なっていたり、自治体により上乗せ規制が行われている等の場合がありますので、詳細は自治体にお問い合わせください。

排水の測定・記録・保存が必要です

4 測定・記録・保存の義務化

平成23年4月1日以降、水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出書に記載されている排水の水質項目について、

1年に1回以上の測定と記録 と **3年間の保存** が義務付けられました。

※測定・記録・保存をしていない場合、罰則の対象となります。

現在の届け出内容を確認していただくとともに、項目に過不足があれば、届出の変更を行ってください。

測定項目

- 排水基準が適用される項目のうち、規則様式第1号別紙（排水の汚染状態及び量）に記載した項目（その他の項目については必要に応じて測定）

測定・記録・保存

- 排出口ごとに年1回以上測定（ただし、雨水専用排出口は除く）
- 所定の様式に記録し、3年間保存

罰則の内容

- 測定結果の記録・保存がされていない場合又は虚偽の記録をした場合 30万円以下の罰金

別紙4（一部抜粋）

排水の汚染状態及び量					
工場又は事業場における 施設番号	種類・項目	No.1 排出口		No.2 排出口	
		通常	最大	通常	最大
排水の汚染状態	pH				
	BOD				
	SS				
	T-N				
	T-P				
	硝酸性窒素等				
	・・・				
排水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大

ご自身の農場は、

- 特定事業場ですか？
- 届出内容に変更はありませんか？
- 毎年測定を行っていますか？
- 記録は保存していますか？
- 排水基準は守られていますか？

詳しくは、都道府県又は水濁法政令市にお問い合わせください。

家畜保健衛生所ホームページURL

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/chikusangyo/2014022000090/>

「家畜排せつ物」の適正管理に 努めてください！

一定規模の畜産業を営む者は、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、管理基準に従った家畜排せつ物（ふん・尿）の適正管理が義務付けられており、いわゆる「野積み」「素掘り」が禁止されています。

また、畜産業で発生した「家畜のふん尿」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規定する「産業廃棄物」にあたり、排出事業者が自らの責任で適正に処理することになっています。

不適切な管理が、悪臭、ハエなど衛生害虫の発生、河川や地下水などの環境汚染を招く原因となることを常に意識し、適正管理に取り組むとともに、有機資源として積極利用できる堆肥づくりに、より一層努めてください。

○ 家畜排せつ物の管理基準

管理基準とは、家畜排せつ物を管理する際を守る基準（管理施設の構造設備と管理方法に関する基準）で、平成16年から適用されています。

- ふんなど固形状の家畜排せつ物を管理する施設は、床を汚水が浸透しない不浸透性材料で整備し、適当な覆いと側壁を設けること。
- 尿やスラリー等液状物は、不浸透性材料で造った貯留槽で管理すること。
- 家畜排せつ物を管理施設で管理すること。
- 家畜排せつ物の管理施設は、定期的な点検、修繕、維持管理を適切に行うこと。
- 家畜排せつ物の発生量や処理の記録をつけ、自ら記録の保管を行うこと。

◎ 管理基準が適用される飼養規模

牛：	10頭以上
豚：	100頭以上
鶏：	2,000羽以上
馬：	10頭以上

※ 管理基準が適用外の小規模飼養でも、悪臭や水質汚染などの原因となりますので、家畜排せつ物は適正に管理しましょう！

- ・ 畜舎からのふん尿の早期搬出、圃場散布後の速やかな耕起など畜産環境保全に努め、**不適正な管理・保管及び投棄等のないよう**十分注意しましょう！
- ・ **ふん尿の野積みは、自らの所有地内でも、「不法投棄」に該当する場合があります！**



徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例

この条例は、農地や森林などにおける肥料や土壌改良資材などの不当に大量な施用及び保管を防止して、農地などの保全やその周辺環境保全の確保、ならびに農地などの持続的利用による生産力などの確保を図ることを目的としております。

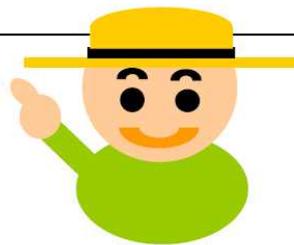


一定の「基準量」を超える施用や保管を行うとき

※基準量は「条例施行規則」で規定されています。

事前に「施用等計画」の
届出が必要です

25日前までに



基準量	肥料等の種類	届出基準量										
	汚泥肥料	10aにつき累積11t、または10aにつき年間施用の窒素成分量が100kg										
	堆肥	<table border="1"> <tr> <td>牛糞堆肥</td> <td>10aにつき年間13t</td> </tr> <tr> <td>豚糞堆肥</td> <td>10aにつき年間 7t</td> </tr> <tr> <td>鶏糞堆肥</td> <td>10aにつき年間 5t</td> </tr> <tr> <td>スダチ搾りかす堆肥</td> <td>10aにつき年間 7t</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>10aにつき年間施用の窒素成分量が100kg</td> </tr> </table>	牛糞堆肥	10aにつき年間13t	豚糞堆肥	10aにつき年間 7t	鶏糞堆肥	10aにつき年間 5t	スダチ搾りかす堆肥	10aにつき年間 7t	その他	10aにつき年間施用の窒素成分量が100kg
牛糞堆肥	10aにつき年間13t											
豚糞堆肥	10aにつき年間 7t											
鶏糞堆肥	10aにつき年間 5t											
スダチ搾りかす堆肥	10aにつき年間 7t											
その他	10aにつき年間施用の窒素成分量が100kg											
	動物性排せつ物	10aにつき年間施用の窒素成分量が100kg										
	木質系資材(樹皮、チップ等)	10aにつき年間50立方メートル										
	森林に施用する肥料等	10aにつき年間500kg										

※保管する場合も同様の数量が届出対象となります

詳しくは、お近くの農業支援センターか下記連絡先にお問い合わせ下さい

<連絡先>

徳島県立農林水産総合技術支援センター経営推進課
営農・安全支援担当(電話:088-621-2423)